

令和 8 年度 中小企業倒産防止共済制度 加入促進計画

独立行政法人 中小企業基盤整備機構

「令和 8 年度 中小企業倒産防止共済制度 加入促進計画」は、令和 8 年 1 月 28 日（水曜）に開催した加入促進協議会において採択されております。

○中小企業倒産防止共済法施行規則

（昭和五十三年三月十日 通商産業省令第六号）

最終改正：平成二十三年七月二十五日 経済産業省令第四十三号

（共済制度の円滑な運営を図るための措置）

第四十一条 機構は、中小企業倒産防止共済制度の適正円滑な運営に資するため、毎事業年度、加入促進計画を策定するものとする。

2 前項の加入促進計画には、業種別及び地域別の加入目標件数を記載しなければならない。

3 機構は、第一項の規定により加入促進計画を策定しようとするときは、中小企業団体、金融機関等によって構成する中小企業倒産防止共済制度の円滑な運営を図るための協議会を設け、その意見を聴するものとする。

○加入促進協議会委員（13名）

所属組織	役職
全国商工会連合会	企業支援部長
日本商工会議所	中小企業振興部長
全国中小企業団体中央会	総務企画部長
全国知事会	調査第三部長
一般社団法人 全国青色申告会総連合	専務理事
公益財団法人 全国中小企業振興機関協会	事務局長
一般財団法人 企業共済協会	専務理事
株式会社 商工組合中央金庫	ビジネス企画部長
一般社団法人 全国銀行協会	業務部長
一般社団法人 全国地方銀行協会	業務部長
一般社団法人 第二地方銀行協会	業務部長
一般社団法人 全国信用金庫協会	業務管理部長
一般社団法人 全国信用組合中央協会	調査企画部長

令和 8 年度 中小企業倒産防止共済制度 加入促進計画

独立行政法人 中小企業基盤整備機構

独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）は、中小企業倒産防止共済法施行規則（昭和 53 年 3 月 10 日通商産業省令第 6 号）第 41 条の規定に基づき、令和 8 年度において実施する中小企業倒産防止共済制度加入促進計画を下記のとおり定める。

記

I. 加入目標件数

1. 令和 8 年度の加入目標件数は、制度の安定的な運営を行うため、現在の在籍件数を維持・拡大できる水準の新規 50,000 件以上とする。
2. 令和 8 年度の地域別及び業種別加入目標件数は、それぞれ別表 1 及び別表 2 のとおりとする。
3. 令和 8 年度のオンライン手続きによる新規加入申込割合について、30%以上を目指す。

II. 制度の普及及び加入促進

令和 8 年度における加入目標件数を達成するため、中小機構が実施する活動においては、共済制度未認知層、認知層に応じて、インターネット、紙媒体等多様な広報ツール等を活用し、幅広い制度普及及び加入促進を図る。

さらに、オンライン手続きの利便性を新規加入対象者に周知し、オンライン手続きの利用促進を図る。

また、中小企業庁、経済産業局、関係省庁、都道府県、市区町村、業務委託機関（委託団体・金融機関）等（以下「関係機関」という。）に協力を依頼し、制度普及、加入促進及びオンライン手続きの利用促進を図る。

さらに、関係機関と中小機構が連携して特別加入促進運動を推進し、制度普及及び加入促進に取り組む。

1. 中小機構が実施する活動

中小機構は、インターネットや紙媒体等を柔軟に組み合わせ、中小企業倒産防止共済制度を知らない未認知層、制度を知ってはいるものの加入に至っていない認知層それぞれに向けた活動を展開することにより、以下のとおり制度普及、加入促進及びオンライン手続きの利用促進を図る。

- ①インターネット等を活用した制度普及及び加入促進
 - ・インターネット等を活用し、共済制度未認知層、認知層を対象に制度普及、加入促進及びオンライン手続きの利用促進に係る広報活動を展開する。
- ②広報ツール等を活用した制度普及及び加入促進
 - ・共済制度特設ウェブサイト「共済サポートnavi」を活用し、共済制度未認知層、認知層を対象に制度普及、加入促進及びオンライン手続きの利用促進に係る広報活動を展開する。
 - ・チラシ等多様な広報ツールを用意し、中小機構主催、関係機関主催又は中小機構と関係機関との共催によるイベント、セミナー及び研修会等で配布することにより、共済制度未認知層、認知層を対象に制度普及、加入促進及びオンライン手続きの利用促進を展開する。
- ③業界紙等を活用した制度普及
 - ・特定団体、業界団体に所属する会員等を対象とした業界紙、機関紙等を活用し、共済制度未認知層を対象に制度普及及びオンライン手続きの利用促進に係る広報活動を展開する。
- ④中小機構内の部門間連携による制度普及
 - ・中小機構内の各部門が保有する顧客や媒体、イベント等を活用し、共済制度未認知層を対象に制度普及及びオンライン手続きの利用促進を展開する。

2. 関係機関に向けた中小機構の取組と関係機関に依頼する加入促進活動

中小機構が取り組む普及活動に連動し、関係機関の協力を得た加入促進活動を展開する。

(1) 関係機関に向けた中小機構の取り組み

- ①関係機関への公文書等による加入促進協力依頼
- ②業務委託機関等への訪問等による加入促進依頼
- ③業務委託機関の担当者に対する加入促進手法の説明・勉強会の開催
- ④関係機関が開催するセミナー等を活用した制度普及及び加入促進
- ⑤特別手数料（「加入推進団体」「加入推進代理店」）の実施

(2) 関係機関に依頼する加入促進活動

- ①新規加入対象者に対する業務委託機関の窓口または訪問等による制度普及及び加入促進
- ②関係機関が開催するセミナー等を活用した制度普及及び加入促進
- ③機関紙等を活用した制度普及及び加入促進

3. 特別加入促進運動

関係機関と中小機構が連携し、特別加入促進運動を展開する。

(1) 全国加入促進強調月間運動

制度普及及び加入促進を全国規模で推進するため、10月・11月を全国加入促進強調月間と定め、中小機構役職員による関係機関への加入促進の協力

要請及び広報活動等を集中的に実施する。

(2) 金融機関における加入促進運動

金融機関協会等及び金融機関の協力を得て、制度普及及び加入促進を図る。

【別表 1】

中小企業倒産防止共済制度
令和 8 年度 地域別加入目標件数

(単位：件)

地域（ブロック）名	加入目標件数
北海道	1,850
東 北	3,100
関 東	18,720
北 陸	1,290
中 部	6,020
近 畿	8,730
中 国	2,800
四 国	1,620
九 州	5,870
合 計	50,000

北海道：北海道

東 北：青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県

関 東：茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・新潟県・
山梨県・長野県

北 陸：富山県・石川県・福井県

中 部：静岡県・愛知県・三重県・岐阜県

近 畿：滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県

中 国：鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県

四 国：徳島県・香川県・愛媛県・高知県

九 州：福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県

【別表 2】

中小企業倒産防止共済制度
令和 8 年度 業種別加入目標件数

(単位：件)

業 種	加入目標件数
建 設 業	8,800
製 造 業	8,600
卸 売 業	4,000
小 売 業	7,300
運 輸 ・ 通 信 業	1,700
サ ー ビ ス 業	16,700
そ の 他	2,900
合 計	50,000

